

速報第3468号 R4.3.14発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	4年・1定 一般質問 3月11日	質 問 者	真下 紀子 議員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>六 女性の健康支援等について (一) 学校のトイレトイレットペーパー公費設置の経過について 衛生用品であるトイレトイレットペーパーについて、昭和56年、私共日本共産党の本間喜代人議員が当時父母負担となっていた道立高校のトイレトイレットペーパーを公費負担にすべきと質問し、当時の教育長は「現時点において道立高校におけるトイレトイレットペーパーは生徒負担だ」との見解を示していました。しかし翌年、公費による設置が実現したのです。どのような経過と理由で変更したのか、教育長に伺います。</p> <p>(二) 生理用品の公費設置について あれから40年がたちました。昨年第2回定例会で、菊地葉子議員は、コロナ禍で生活が困窮する学生等が、生活必需品である生理用品を購入することができず、交換回数を減らしたり、トイレトイレットペーパーを代用するなど深刻な状況が顕在化していると指摘して、設置を求めました。生理用品は、生命の誕生にとって不可欠な公衆衛生用品です。知事及び教育長はその認識をお持ちでしょうか。 生理の貧困にとどまらず、女性の健康、公衆衛生の立場から、女子生徒などが安心して使用できる環境をつくるべく、歴史を前に進める時です。道内の設置状況を伺うとともに、道が率先して、道立学校や道立施設などのトイレに、生理用品を公費で設置するよう、知事及び教育長の決断を求めますがいかがですか。</p> <p>(指摘) 旭川市では、市が配布する生理用品とは別に、申請しなくても自由に使える環境を作ろうと、「セットアップ旭川」という団体が、市中心部の商業施設等のトイレに生理用品を設置し、月におよそ800個が使用されていると伺います。ニーズは大きいと考えます。 今回、教育長が、道立学校における生理用品の設置について、本道における取組を検討すると明言したことは、大きな一歩です。早期の実現を求めておきます。</p>	<p>(教育長) 初めに女性の健康支援等に関しまして、まず学校におけるトイレトイレットペーパーの設置の経緯などについてであります。当時、道立学校の大部分のトイレが汲み取り方式であり、トイレ用の紙は生徒が負担しておりましたが、次第にトイレの水洗化が進み、排水時の構造上の理由などから排水に支障のないトイレトイレットペーパーを使用する必要があったこと、また、学校トイレの水洗化への切り替えを進めていたことや他県の公費負担への移行状況、道議会でのご議論なども総合的に勘案し、昭和57年度から公費で負担することとなったものでございます。</p> <p>(教育長) 児童生徒等への支援についてであります。生理用品は生活になくてはならないものであり、家庭の経済的理由等で購入できないなどの問題は児童生徒の心身にも影響を与えるものと認識をしております。 道立学校では、生理用品について保健室に設置しているのは209校、その内トイレにも設置しているのは7校となっております。 生理用品をトイレ等に常備する場合、非対面により気兼ねなく自由に使用することができるメリットがある反面、購入予算をはじめ、衛生面や補充を含めた設置場所の管理方法などに課題があると考えられます。 道教委といたしましては、市町村教育委員会等と連携を図るとともに、既に、トイレに設置している道立学校の現状や課題などを整理するほか、先行実施している他都府県の事例を研究するなどして、本道における取組を検討していくこととしております。</p>	<p>高校教育課</p> <p>健康・体育課</p>		
<p>十 指定管理者制度について (一) 不正行為への認識について ネイパルの指定管理者選定において、道教委の複数の職員が、特定事業者を支援した事実が発覚し、教育長は悪質な不正行為だと認めましたが、不正の徹底説明が不可欠です。悪質な不正の発覚をどう受けとめたのか、知事及び教育長に伺います。</p> <p>(二) 調査のあり方について そのうえで、当初の調査を、道教委の顧問弁護士に所属する弁護士法人に依頼したのは、どのような基準で、なぜ選任したのか伺います。不正行為に至った動機、指定管理制度の不備等が解明されなかったのではないかと考えております。教育長は、今後新たに第三者委員会を設置するとしていましたが、当初調査と選定基準、目的等の違いは何か伺います。</p>	<p>(教育長) 指定管理者公募における不正行為についてですが、この度、道教委の職員が、公正性、公平性や透明性が求められる指定管理者の公募において、選定の公正性を歪める悪質な行為をしたことは、教育行政を執行する立場の職員としてあってはならないことでもあります。 児童生徒や保護者の皆様をはじめ、道民の皆様、事業者の皆様の教育行政に対する信頼を大きく損ねるものとして、誠に申し訳なく思うとともに、このような不祥事が発生したことを、大変重く受け止めております。</p> <p>(教育長) 調査についてであります。当初の調査では、新年度からの対応を考慮すると、一定期間内に、事業者も含め、多数の関係者に事実確認を行うため、教育関係の制度や道教委の職務内容を一定程度理解している者を含めた複数人で調査することが必要であること、同時に法的専門性や透明性、中立性の確保も求められることから、顧問弁護士が所属する弁護士法人と、顧問弁護士契約によらず、今回の調査に係る委託契約を行ったものであります。 また、当初の調査は、指定管理者の公募及び選定手続が適正に行われたか否かを明らかにするため実施し</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(再質問) 新年度からの対応を考慮し、当初の調査では、解明が十分になされていなかったとの答弁でしたが、教育長は、どういったことが解明されていないと考えているのでしょうか。調査報告書では、ネイパル深川に関する公募に際し、赤字見込み、人員不足、運営にあたるノウハウがないため、申請者乙が申請しなかった。ところが、わずか10日足らずの間に、社会教育課職員Aの指示で、職員Dが助言して予算部分が作成されています。それを受け、元教育局長であるUは、事業計画書やプレゼン資料等、ほぼすべての資料を複数の社会教育課職員に作成してもらい、かつプレゼンの場所が提供されるなど、社会教育課の全面的支援を受けたUが、申請可能になったと申請者乙の理事長にメールをしています。しかし報告書では、天下りUと当時の課長Aとの関係性、影響はどれほどだったのか、また動機も、なぜ組織内で、牽制機能が発揮されなかったのかも解明されておりません。教育長、こうしたことも第3者委員会で、徹底的に解明すべきではありませんか。見解を伺います。</p> <p>(指摘) ネイパルをめぐる今般の問題で先ほど答弁がありましたけれども、今回の調査報告書の中で、上司からの報復をおそれて、部下が不正の申告をためらった旨が報告書で指摘されていました。 特筆して、道教委においてこうしたことがなぜ起こったのか解明し、改善を図るよう特に指摘しておきます。</p> <p>(三) 指定管理者の選定について ネイパルの選定委員には、道教委の事業を受託した委員が選任されています。選定の過程で公正公平透明性を確保するための基準をどう持ち、なぜ利害関係者が入っているのか伺います。 また、道営住宅の選定も含め知事部局では同様の事例はないのか、知事にも伺います。</p> <p>(四) 天下りの状況について 指定管理者が天下り先となっていることが癒着の構造の背景にあるのではないかと指摘されている。指定管理者への天下りの状況を知事及び教育長にお示し願います。</p> <p>(五) 指定管理者の指定の動向及び負担金の推移について 指定管理者制度を選択してから既に15年が経過しましたが、同一あるいは一部を入れ替えた団体の指定が延々と続いています。指定の動向、負担金額の推移について伺います。</p>	<p>たものでありまして、このことについては、一定の結論を得られたものと考えておりますが、常任委員会や議会でのご議論を踏まえて、職員の処分や再発防止策の検討に向けて、当初の調査では解明が十分になされていなかった不正行為に関与した職員の動機や背景などを含め、不正行為の全体像について更なる調査を行うため、改めて、第三者による調査委員会を設置することとしたところであります。</p> <p>(教育長) 指定管理者公募における不正行為についてであります。当初の調査におきましては、指定管理者の公募及び選定手続が適正に行われたか否かについて、一定の結論を得られたものと考えておりますが、不正に関与した職員の動機や背景などについては、十分な解明に至っていないと認識いたしております。 今後実施いたします第三者による調査委員会におきましては、こうした点や、組織内の相互牽制の状況等、不正行為の全体像について、事実関係が解明されるよう、適切に対応してまいります。</p> <p>(教育長) 次に選定委員についてであります。選定委員の選出に当たりましては、「北海道立青少年体験活動支援施設等指定管理者候補者選定委員会の設置方針」に基づき行っており、方針におきましては、野外教育、青少年教育施設、学校教育、ICT、SDGsの精通者により構成することとし、「申請団体と利害関係にある者は就任できない。」「専門的な知識・経験を有する医師、教職員等を選任することが必要である場合を除き、一般職に属する道職員を任命しない。」などと定めております。 前回の選定委員会には、道教委の事業を受託する事業者の代表の方が含まれておりましたが、当該委員は、道立生涯学習推進センター主催のICT教育に関する講座で講師としての実績を有していたことから、ICTの精通者として選任をいたしました。 なお、当該委員は、道の倫理規則で定める選定事務の意思決定に関わる職員と利害関係がありますが、現行制度において、職員と利害関係がある者を選任することにつきましては規制をしていないところであります。</p> <p>(教育長) 指定管理者への再就職の状況についてであります。過去5年間において、道教委を退職した課長級以上の職員のうち、道教委が所管する公の施設の指定管理者に再就職をし、現在も在職している者は、2団体、3名と承知しております。</p> <p>(教育長) 指定管理の経緯などについてであります。今定例会に提案させていただいております教育庁所管の10施設において、制度導入時から同一の指定管理者である施設は6施設、指定管理者を変更している施設は4施設となっております。</p>	<p>総務課</p> <p>社会教育課</p> <p>総務課</p> <p>社会教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(再質問) 次に指定管理者制度についてです。知事と教育長は、選定委員と職員との関係について、利害を有する者はいるものの、選任は規制していないと答えました。しかし、調査報告書では、ネイパルの新規参入に関わる不正行為は、深川のほか、4カ所で確認されています。職員から特定の申請者への支援または妨害、特定の選定委員への働きかけ、さらに不正行為の手段として公用電子メールまで使用されていました。</p> <p>しかし、職員からの不正な働きかけに対して、選定委員からの通報もなく、常態化していたのではないかという疑念もわきます。また、選定委員の中には、道の事業を受託している委員も散見されており、指定が歪められていないのか。選定委員と社会教育課職員との間で、このようなことがなぜ起こり得たのかが、解明されておりません。その徹底説明を行うとともに、報告書で指摘された選定委員の慎重な選任について、職員と選定委員の関係、選定委員の選任のあり方を見直す必要があるのではありませんか。各々お聞きをいたします。</p> <p>(六) 指定管理者制度の検証について 今定例会に33カ所の指定管理者の指定が提案されていますが、指定手続の透明性、利用者の向上につながる効率的な運営などの当初の目的がどう達成されているのか、制度を検証する時期ではありませんか。</p> <p>今後の制度を改善するために、担当部局任せではなく、公共性に鑑みた客観的かつ総合的な検証を求めますがいかがでしょうか。</p>	<p>また、制度導入時と今回を債務負担行為の単年度相当額で比較をした場合、導入時の約8億5千万円から約8億4千万円となり、約1千万円の減少となっております。</p> <p>(教育長) はじめに指定管理者制度に関しまして、まず、選定委員についてであります。選定委員の選出に当たりましては、この度の調査結果から、選考過程に疑義が生じて、やむを得ない事実が存在すると指摘されており、道教委といたしましては、こうしたことを踏まえ、今後、さらに詳細な調査を行ってまいります。</p> <p>(教育長) 指定管理者制度についてであります。道教委では、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るという指定管理者制度の目的を踏まえ、毎年、事業報告書により成果を把握し、指定管理者とのヒアリングや意見交換を通じ、施設の改善の方向性を明らかにし、適正な管理を確保するしくみの整備に努めておりました。</p> <p>こうした中、道教委の職員が、選定の公正性を歪める悪質な不正行為をしたことは、制度の信頼性を大きく損ねるものとして、大変に重く受けとめており、道教委としては、今般の事案を踏まえ、公正性や公平性、透明性の確保、相互牽制のあり方等を検証し、知事部局と連携して再発防止と制度のより適切な運用に取り組んでまいります。</p>	<p>社会教育課</p> <p>総務課</p>
<p>十一 福島第一原発汚染水の海洋放出等について (一) 汚染水海洋放出について 復興庁と資源エネルギー庁は、福島第一原発から出た放射能汚染水について「原発の処理水は安全」と宣伝するチラシを作成し、放射能副読本に梱包させ、国から直接、各学校に配送されました。</p> <p>チラシには「誤った情報に惑わされないために。誤った情報を広めて、苦しむ人を出さないために」と題して、「大幅に薄めてから海に流す」「世界でも既に海に流している」と、汚染水海洋放出を正当化する主張を書き、不安を覚える人に「誤った情報」と決めつけるという極めて乱暴な内容となっております。</p> <p>放射能汚染水に対する認識と、海洋放出は被災地も含め国民の理解を得られていると認識しているのか、知事及び教育長に伺います。</p> <p>(二) チラシの配布について 被災地では海洋放出を認めていない中、一方的に安全を強調したチラシの学校への配布が適切と判断した理由を教育長に伺います。</p>	<p>(教育長) 福島原発などに関しまして、まず処理水についてであります。被災地の児童生徒へのいじめの問題など、原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別、関連する風評影響を防ぐためには、放射線に関する正しい知識の理解が必要です。</p> <p>道教委といたしましては、処理水に関する取組については、国の責任において、安全性の確保を前提として、被災地の住民のみなさんはもとより、国民の理解を得ながら、適切な対策を講じることが重要であると考えております。</p> <p>(教育長) 次に学校におけるチラシの取扱いについてであります。この度のチラシにつきましては、文部科学省が毎年配付をしている「放射線副読本」と共に今年度、初めて国から直接学校に配送されており、報道では、東北の一部の市町村において、学校に一度配布をしたチラシを回収しているものと承知しております。</p> <p>道教委としては、副読本などを含めた補助教材につきましては、指導の効果を高めるため、児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、その活用について検討するものであると考えております。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>義務教育課 高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(指摘)</p> <p>奇しくも11年前の3月11日は、福島第一原発事故を引き起こした東日本大震災の起こった日である。安全性が確認されていない放射能汚染水の海洋放出には被災地が反対しているにもかかわらず、安全と称するチラシを学校に配布することは、安全神話の再来であり、強く抗議する。</p> <p>十二 教育課題について</p> <p>(一) 教職員の働き方改革に伴う労働実態の正確な把握について</p> <p>最後に教育課題についてです。道教委は、教員の働き方改革の一環で「業務量の適切な管理」と「健康・福祉の確保」に生かすため、勤務時間の記録を公表しました。しかし、28%の教員が、打刻前、あるいは打刻後に仕事をしているという労働実態が、高教組、道教組の調査で明らかとなりました。記録のない休日出勤も45%あり、休憩時間に業務をするのは89%あり、持ち帰り残業も72%にのぼります。時間外の上限を超えないために、特に打刻後の見えない残業が多くなっています。こうした実態を道教委は把握していらっしゃいますか。働き方改革の目的が果たされていると胸を張れるのか、教育長にお伺いいたします。</p> <p>(二) 高校のコンピューター端末の自己負担について</p> <p>1 デジタル化の公平性について</p> <p>知事は道庁のデジタル化として、全職員にスマホ1万6000台を支給する一方、教育庁においては高校の新一年生に必要となるコンピューター端末には自己負担を求め、希望する生徒1万3000人分のみ貸与準備を進めています。知事が進めるデジタル化における公平性というものをどう説明するのか、知事及び教育長の見解を伺います。</p> <p>2 公費負担について</p> <p>全国ではコンピューター端末の設置者負担を原則としているのが24府県となり、保護者負担を原則としているのが23都道府県を上回りました。コロナ下でオンライン授業を勧める本道において、子どもの権利に照らすと、公平性に反し、教育を受ける権利を保障しているとはいえないではありませんか。教育長の見解を伺います。</p> <p>公費負担できる都府県と、拒否する道教委の違いはどこにあるのでしょうか。道教委は思い切って、公費負担に踏み切るべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>(再質問)</p> <p>高校のコンピューター端末の所有が困難な生徒について、貸与に当たって、家庭の経済状況や、様々な事情を学校に説明しなければならないようでは、言い出せない事情のある生徒にとっては全く不公平な運用になります。私は公費負担を主張する者ですが、せめて、貸与を希望する生徒が等しく使用できるよう、運用すべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(教育長)</p> <p>在校等時間の正確な把握についてであります。全ての教職員が在校等時間を正しく計測・記録をすることは、働き方改革を進める上で大切な取組であり、実際よりも短い時間を記録させることは、あってはならないものと認識しており、通知や資料を发出するとともに、校長会議などでその周知に努めてまいりました。道教委では、特定の道立学校で対照実験や試行を行い、学校現場の意見を聞きながら、出退勤管理システムを構築をし、その適切な運用に努めておりますが、出退勤管理システムの打刻前後に業務を行っている実態が見られるという職員団体の調査結果は承知しており、引き続き、教育庁職員が学校を訪問し、管理職や現場の教職員から実態を聴取した上で、組織マネジメントが適切に行われるよう促してまいります。</p> <p>また、在校等時間の適切な計測・記録につきましては、全ての教職員が安心して行うことができるよう、その手法も含めて改めて、管理職に指導・助言を行うこととし、各学校における働き方改革の基盤となる在校等時間の正確な計測・記録の徹底を図ってまいります。</p> <p>(教育長)</p> <p>道立高校の1人1台端末についてであります。新たな学習指導要領におきましては、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力に新たに位置付けられており、今後、すべての生徒がその能力を確実に身に付けることができるようにするためには、生徒一人一人が教科書や辞書等と同様に、タブレット等のICT端末を利用して、多様な学習活動を展開する必要があると考えております。</p> <p>道教委といたしましては、個人所有の端末を持ち込む方法により1人1台端末の導入を進めることとし、端末の所有が困難な生徒につきましては、学校が所有する端末等を貸し出すなど経済的な事情等への配慮を十分講じながら、道立高校における、学びの充実を図ってまいります。</p> <p>(教育長)</p> <p>高校における1人1台端末の費用負担についてであります。各学校では、教科書や電子辞書等の教材に係る経費は、これまでも保護者の方々の御理解を得ながら、私費負担としており、端末もこれらの教材と同様に、自己負担とし、端末の購入が困難な世帯等に対してきめ細かく対応するため、令和4年度に向けて、生徒に貸与できる学習用端末を整備するとともに、各学校に対し、入学時に必要な物品等の精選を行い、家庭の負担軽減を図るよう指導を行っております。</p> <p>道教委といたしましては、学校のICT環境を持続していくためには、更新時の財源確保も考慮して進める必要があり、国から恒久的な財源が示されていない中で、全高校生分の端末整備は難しいものと考えており、引き続き、国に対し、必要な財政支援を強く求めてまいります。</p> <p>(教育長)</p> <p>道立高校のコンピューター端末等についてであります。道教委が来年度に向けて整備をいたしました約13,000台の端末につきましては、高校生等奨学給付金制度の対象となる生徒への貸与を目的といたしておりますが、家計が急変した世帯など、家庭の事情等がある生徒に対しても貸与を行い、生徒の学びを保障することは重要であると認識をいたしております。</p> <p>そのため、道教委では、北海道立学校学習用パソコン等貸付要項を策定をし、校長の判断の下、生徒の心</p>	<p>教職員課</p> <p>ICT教育推進課 高校教育課</p> <p>ICT教育推進課 高校教育課</p> <p>高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
	<p>情に配慮しながら、様々な事情等により端末を用意できない生徒に対して、入学手続き時などにその他の関係書類と併せて提出をするなど、貸与の希望を申請できる仕組みを構築することとし、各学校において、全ての生徒が、個別最適な学びや協働的な学びを実現することができるよう、努めてまいります。</p>	